

令和7年度

西区地域文化資源保存活動補助金

募 集 案 内

西 区 役 所

1. 補助制度の概要

「布団太鼓」や「獅子舞」など、地域で受け継がれてきた地域文化資源の補修費等を補助します。

※本事業は令和7年度予算が成立した上で実施されるものです。

2. 補助対象者

地域文化資源を所有又は管理している団体の代表者。

ただし、宗教活動、政党活動又は営利を目的としない団体であって、次の項目のいずれかに該当すること。

- ① 地域住民で組織された団体
- ② 西区に活動拠点がある市民活動団体
- ③ その他、区長が認める団体

3. 対象となる地域文化資源

(1)「布団太鼓」や「獅子舞」など、地域住民により守り伝えられてきた行事や民族芸能等の伝統文化に関する物的資源で、2026年2月末日までに補修等を完了できるもの。

(2)神戸市文化財の保護及び文化財を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成9年3月条例第5号以下「条例」という）の規定に基づき指定、登録、認定されたもの（予定含む）、並びに国、県及び関係部局の指定、支援を受けているもの（予定含む）を除くもの。

(3)また、次に挙げるものについては、原則、補助事業の対象外です。

- ① 神社・仏閣等の建造物等の新築や修理
- ② 日常作業で行うような維持管理作業（クリーニング等）
- ③ 神社や寺の有形および無形文化財
- ④ 頻繁に取り替えるもの、個人の所有物になるもの、行事のための消耗品等（法被、足袋、鉢巻、さらし、のぼり旗等）
- ⑤ 公開することが困難と認められるもの
- ⑥ 区長が不適切と認めるもの、その他この事業の趣旨に適合しないもの

4. 補助金額

総事業費の2分の1以内、ただし上限50万円

【対象経費】

地域文化資源の補修、修理、復旧、購入に要する経費。

その他、当該補助事業の目的に合致し区長が必要と認める経費。

5. 募集期間

2025年1月20日（月）～2025年3月21日（金）

6. 提出書類

西区地域文化資保存活動補助金交付申請書（様式第1号又は様式第1号-2）

※ 歴史的価値などについて、できる限り詳細に記入ください。
また、地域文化資源の全体および補修予定箇所の写真を必ず添付してください。

7. 審査

書面による審査を行い、審査結果については、4月下旬ごろにお知らせする予定です。

8. 補助金の手続

(1) 審査の結果、補助対象に決定した場合、補助金交付決定通知書を送付します。

(2) 補助金の交付は、実績報告書などの必要書類提出後、内容を確認してから行います。

(3) 補助金交付決定通知書の金額を超えた交付はできません。

(4) 地域文化資源の補修等は、必ず交付決定後に行ってください。実績報告書や領収書の写し等を確認した際、交付決定前の実施が判明した場合、補助金が取り消されます。

9. 問い合わせ先

提出先：〒651-2295 神戸市西区糀台5丁目4-1
西区総務部地域協働課
Tel: 078-940-9501（内線212）
Mail: west@city.kobe.lg.jp